

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における

消防団活動のあり方等に関する検討会

ワーキングチーム会議（第1回）

**【参考資料3】**

消防団の活動マニュアルの見直し状況

和歌山県、高知県

消防団の活動マニュアルの見直し状況

(1) 電話等による聞き取り調査結果(消防庁:11月実施)

(2) 下表は12月19日現在であり、引き続き調査中。

消防団の活動マニュアルについて

和歌山県

市町村名	マニュアルの有無(震災前)		マニュアルの見直し又は検討(震災後)		詳細
	有	無	検討済	検討中 検討予定なし	
新宮市	○		○		<p>○東日本大震災後、新宮市消防本部は「震度6強以上の揺れ、又は沿岸部に大津波警報が発表されたとき」の消防団の活動マニュアルを新たに追加。</p> <p>【内容】(災害時での消防団活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各屯所(※1)にいる消防職員又は消防団員は、資機材等を指定参集場所へ。</li> <li>・消防団員は、指定参集場所(※2)へ参集。</li> <li>・消防団員は、指定参集場所(※2)で情報収集活動。</li> <li>・団本館(新宮市消防本部)は、消防団員からの情報に基づいて消防団員へ指示(※3)を出す。</li> </ul> <p>(※1)常に5か所(三輪崎分団、丹鶴分団、千穂分団、蓬萊分団、佐野分団)の屯所に消防職員又は消防団員がそれぞれ常駐している。                      (※2)指定参集場所は本マニュアルから新たに導入。新宮消防本部が示している浸水地域マップや沿岸部からの山や距離に基づいて7ヶ所の指定参集場所を定めた。                      (※3)消防団員は地震や津波等で団本部との連絡を取れなくなった時は、各々の判断によって活動することになる。</p>

消防団の活動マニュアルについて

和歌山県

市町村名	マニュアルの有無(震災前)		マニュアルの見直し又は検討(震災後)			詳細
	有	無	検討済	検討中	検討予定なし	
海南市	○		○			<p>○東日本大震災後、海南市消防本部は「消防団・津波(大津波)警報活動要領(※1)」を新たに追加。</p> <p>【内容】</p> <p>①津波警報発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団本部員(※2)は消防本部(※3)に参集。</li> <li>・分団員は、各器具置場に参集し消防車両又は徒歩で広報活動を行う。</li> </ul> <p>②大津波警報発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団本部員は総合体育館(※3)に参集。</li> <li>・分団員は、消防車両を高台へ避難させるとともに住民を高台へ誘導。</li> </ul> <p>(※1)震災前は新入団消防団員用マニュアル、地震が起こった時の消防団の活動マニュアルのみ。</p> <p>(※2)団長、副団長×5名</p> <p>(※3)消防本部は、市で作成中の海南市防災マップの中で浸水地域に指定されているため、大津波警報発令時は総合体育館に参集することにした。</p>
湯浅町	○			○		<p>○湯浅町は地域防災計画の中で災害時での消防団の活動について定めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画では災害時に避難勧告が出されたら、消防団員は広報活動をする定められている。</li> </ul> <p>【今後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災後は津波警報発令時、消防団員は住民と共に高台へ避難するというように変えることを検討中。</li> </ul>

消防団の活動マニュアルについて

和歌山県

市町村名	マニュアルの有無(震災前)		マニュアルの見直し又は検討(震災後)		詳細
	有	無	検討済	検討中 検討予定なし	
田辺市	○			○	<p>【震災以前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4以上の地震で、消防団員は詰所に参集する。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員は、一般住民と併に高台へ避難する。(固重庫への避難、消防車両の移動等はしない)</li> <li>・消防団員は消防本部との連絡手続を確保する。</li> <li>・消防団としての行動は、消防本部からの活動指示を受けて開始する。</li> </ul> <p>以上のことを消防団員へ周知しているが、具体的な基準については定まっていない。</p>
御坊市		○		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御坊市消防本部は消防団の活動マニュアルについて、地理的な要因から市内各々の分団ごとに策定(※)するべきということを認識している。</li> <li>・消防団の水門閉鎖、広報活動等について検討予定。</li> </ul> <p>(※)御坊市消防本部は沿岸部の消防団の広報活動については、高台から行うようにするべきと考えているが、内陸部の消防団の広報活動は高台で行う必要がないため各分団ごとに策定するべきという考えになっている。</p>
和歌山市		○		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山市消防局は近年の風水害等で消防団活動マニュアルが必要であると認識している。</li> <li>・今後、消防団の活動マニュアル策定を検討していく予定。</li> <li>・消防団の活動マニュアルの具体的な方向性等はまだ決まっていない。</li> </ul>

消防団の活動マニュアルについて

和歌山県

市町村名	マニュアルの有無(震災前)		マニュアルの見直し又は検討(震災後)			詳細
	有	無	検討済	検討中	検討予定なし	
有田町		○		○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・有田市消防本部は、東日本大震災後に津波災害時での、消防団の出動の方法やどこまで広報をするべきかということについて消防団の活動マニュアルを策定しておくべきと認識している。</li> <li>・消防団の活動マニュアルの具体的な方向性等はまだ決まっていない。</li> </ul>
由良町		○		○		<p>○由良町総務政策課により、素案を作り今後の消防団幹部会にて消防団の活動マニュアルの内容を詰めていく予定。</p> <p>【内容・抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・由良町域内で震度5弱以上の地震の発生した場合、消防団員の「招集命令が発令」。</li> <li>・地震等の発生後については、消防団員は家族、職場の同僚の安否確認を行った後、参集する。</li> <li>・消防団員は参集する場において、地域住民の安全を確保しつつ参集する。</li> <li>・消防団員は、付近の住民と協力しながら早めに集団避難するようにする。</li> </ul>
みなべ市		○			○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなべ市は市内の地理的な面から、共通の消防団の活動マニュアルについて策定は行っていない。</li> <li>・災害時での消防団の活動は各分団に任せている。</li> </ul>
すさみ市		○			○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討予定はない。</li> </ul>

消防団の活動マニュアルについて

和歌山県

市町村名	マニュアルの有無(震災前)		マニュアルの見直し又は検討(震災後)			詳細
	有	無	検討済	検討中	検討予定なし	
那智勝浦町		○		○		<p>・東南海・南海地震に備えて、那智勝浦町では消防団員については災害発生時、水門閉鎖及び避難広報活動は行わないよう周知している。</p> <p>(※)具体的にはまだ決まっていない。</p>
広川町		○			○	<p>・毎年の津波避難訓練にて消防団員の災害対応活動の練習を行っている。</p> <p>【津波避難訓練の内容】</p> <p>・消防団員は、住民と共に避難をし、避難場所で人数確認を行い、消防本部に無線で報告する。</p> <p>・水門はボタン操作となっており、今年の防災訓練でも消防団員は水門閉鎖を実施した。だが、<u>実際の災害で消防団員が水門閉鎖については無理だと判断した時、水門閉鎖は行わず消防団員は避難する。</u></p> <p>・内陸部の消防団員は高台まで協力に行き、避難者の人数確認を実施し消防本部へ無線で連絡。</p>
印南市		○			○	<p>【震災前】</p> <p>・消防団員は災害時、水門閉鎖や広報活動を実施することになっていた。</p> <p>【震災後】</p> <p>・<u>震災後は、消防団員は水門閉鎖、広報活動は実施しない方針になっていた。</u></p> <p>(※)具体的な基準はなく、地震や津波が起こったら消防団は前述の対応をとる。</p> <p>(※)現在、水門は常に開いている状態である。</p>

消防団の活動マニュアルについて

高知県

市町村名	マニュアルの有無 (震災前)		マニュアルの見直し又は 検討(震災後)		詳細
	有	無	検討済	検討中 検討予定なし	
安芸市	○		○		<p>○安芸市は津波災害時での消防団の活動マニュアルを検討中。</p> <p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水地域(※1)にいる消防団員は、避難場所や高台等へ避難しながら広報活動や消防団車両の避難を行うことを検討中。</li> <li>・消防団員の水門閉鎖活動については地震、津波発生場所及び津波到達時間等を考慮(※2)しマニュアルにどのように記載するかを検討中。</li> <li>・水門閉鎖は今ままで実施、今後はなくすよう検討。</li> </ul> <p>(※1)平成23年9月4日に実施した安芸市の防災訓練のシミュレーションに基づいて策定。 (※2)具体的な基準については、現在検討中。</p> <p>○高知市は、32分団各々の初動計画の難形になるための「消防団の初動計画」を検討中。</p>
高知市	○		○		<p>【現在】</p> <p>(消防団員の避難誘導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民を高台へ誘導することになっている。避難誘導は実施している。</li> <li>・災害時、消防局からFAXやメール等で団員へ連絡。</li> </ul> <p>(消防団員の水門閉鎖活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団としての活動の中に水門閉鎖活動は含まれていない。 水門はない</li> <li>・要保護者は福祉部局。</li> </ul> <p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「消防団員は自分の命を守りつつ、住民の命を守る。」という前提に「消防団の初動計画」を検討中。</li> <li>・消防団員の津波の監視場所は高所(※1)に限定することを検討中。</li> <li>・消防団員の初動活動は、住民の安否確認、情報収集及び消防団車両を高台に移動(※2)することなどを現在検討中。</li> </ul> <p>(※1)高知市危機管理室が示している基準に従い検討中。 (※2)具体的な内容等については検討中</p>

消防団の活動マニュアルについて

高知県

市町村名	マニュアルの有無 (震災前)		マニュアルの見直し又は 検討(震災後)			詳細
	有	無	検討済	検討中	検討予定なし	
土佐市	○			○		○土佐市役所職員と消防職員で構成されているプロジェクトチームで、消防団員の地震・津波での活動を現在検討中。 【方向性】 ・消防団員は避難しながら住民への広報活動を行うようにすることを検討中。 ・消防団員の水門の閉鎖については、岩手県宮古市田老地区の15分ルールを参考に検討中。
香南市		○	○			○香南市消防本部では、消防団員は「自分の命、家族の命を守る」ことを最優先とした行動をとることを原則としたマニュアルを作成。また、 <u>香南市消防団・野市消防団・野市分団の2つに分けている。</u> ・避難誘導は実施、水門は無い。 【内容】 ・地震発生時、消防団員は自己の安全、家族の安全及び職場の同僚の安全確認を最優先に行い、安全が確認されれば参加する。 ・津波が予測される地域は、高台に避難すること原則とし、警報が解除されるまでは参加せず、避難した場所で活動する。
室戸市		○		○		室戸市は周辺市町村からの消防団の活動マニュアルを参考に検討する予定。
奈半利市		○			○	現在、奈半利市としては消防団の活動マニュアルを検討する予定はなし。
黒潮町		○		○		○黒瀬町は現在、消防団の活動マニュアルを現在検討中。 【方向性】 ・地震や津波等の災害が発生した場合、消防団員は詰所への参加は行わず、山の方へ逃げることを検討中。 ・消防団員の <u>水門閉鎖は、行わない</u> ようにする可能性が高い。 ・住民への避難広報については、自主防災組織と住民相互の呼びかけで行うようにすることを検討中。 ・基準等についても検討中である。
土佐清水市		○			○	現在、土佐清水市として消防団の活動マニュアルを検討する予定はない。



消防団の活動マニュアルについて

高知県

市町村名	マニュアルの有無 (震災前)		マニュアルの見直し又は 検討(震災後)			詳細
	有	無	検討済	検討中	検討予定なし	
四万十市		○			○	現在、四万十市は消防団の活動マニュアルについて検討前の段階であり、具体的な方向性等は何も決まっていない。
須崎市	○			○		<p>○現在のマニュアルは、大まかなもので詳細については決まっていない。</p> <p>○避難誘導、水門閉鎖等については、市のマニュアルが見直し中で、その後に作成と予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害想定7メートルから20メートル以上。</li> <li>・避難場所、避難経路の見直し。</li> <li>・水門閉鎖、避難誘導を海面監視に変更する。</li> </ul>

※平成23年11月消防庁より各市町に聞き取り等